

高知大学学術研究報告編集委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 306 号

最終改正 平成 28 年 3 月 30 日規則第 155 号

(目的)

第 1 条 高知大学における「学術研究報告」の編集、発行等を円滑に行うため、本委員会を設ける。

(組織)

第 2 条 本委員会の委員は、教育研究部の各学系長の推薦する教員各 2 人及び学術情報基盤図書館長をもって充てる。

(任期等)

第 3 条 前条に定める教育研究部の各学系長の推薦する委員の任期は、1 年とし、欠員を生じた場合の補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再選を妨げない。

(委員長)

第 4 条 本委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、その都度、委員長代理を互選する。

(委員以外の出席者)

第 5 条 委員長が必要と認めた場合は、本学職員を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(編集、発行その他)

第 6 条 原稿の提出、印刷、配布等の手続は、委員会において別に定める。

(事務)

第 7 条 本委員会の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 11 日規則第 91 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 124 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 155 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。